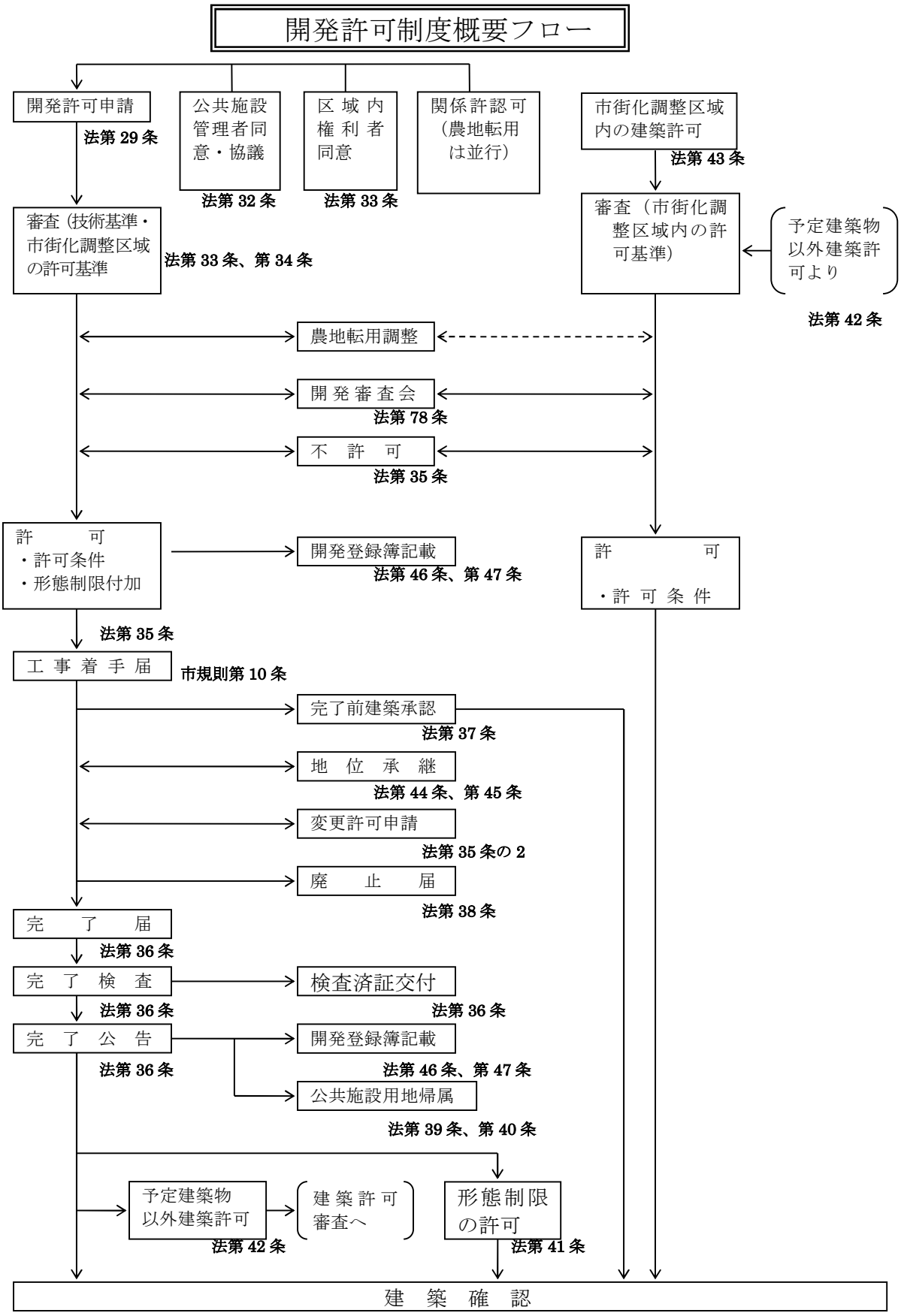
開発許可制度概要フロー
開発許可申請
法第 29 条
公共施設管理者同意・協議
法第 32 条
区域内権利者同意
法第 33 条
関係許認可（農地転用は並行）
市街化調整区域内の建築許可
法第 43 条
審査（技術基準・市街化調整区域の許可基準
法第 33 条、第 34 条
審査（市街化調整区域内の許可基準）
予定建築物以外建築許可より
法第 42 条
農地転用調整
開発審査会
法第 78 条
不許可
法第 35 条
許可
・許可条件
・形態制限付加
開発登録簿記載
法第 46 条、第 47 条
許可
・許可条件
法第 35 条
工事着手届
市規則第 10 条
完了前建築承認
法第 37 条
地位承継
法第 44 条、第 45 条
変更許可申請
法第 35 条の 2
廃止届
法第 38 条
完了届
法第 36 条
完了検査
検査済証交付
法第 36 条
法第 36 条
完了公告
開発登録簿記載
法第 46 条、第 47 条
法第 36 条
公共施設用地帰属
法第 39 条、第 40 条
予定建築物以外建築許可
法第 42 条
建築許可審査へ
形態制限の許可
法第 41 条
建築確認